

ぎふ労働局 通信



2025

8

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク



「知らない」では済まされない 「スポットワーク」の労務管理

労務に関する
トラブル
にならない
ために



急に人手が欲しい時などに利用する「スポットワーク」。労働者にとっても空いた時間に働け、時間を有効に使えることなどから便利であり、最近利用者が急増しています。

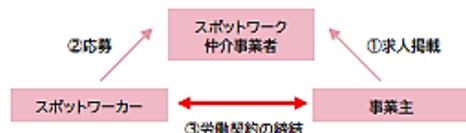
(ここでは、「スポットワーク」とは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこととして、スポットワークの形態はさまざまですが、スポットワーク仲介事業者が提供するアプリを利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象としています。)



確認しましょう

誰と誰が労働契約を締結するのか？

スポットワークは、**事業主とスポットワーカーが直接労働契約を締結**することとなります。スポットワーカーとスポットワーク仲介事業者が労働契約を結ぶものではありません。



労働契約の成立時期は？

スポットワークでは、アプリを用いて、事業主が掲載した求人に対してスポットワーカーが応募し、面接等を経ることなく、短時間にその求人と応募がマッチすることが一般的です。

面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人に**スポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立**するものと一般的には考えられます。

なお、一旦確定した労働時間の変更は、労働条件の変更に該当し、**事業主とスポットワーカー双方の合意**が必要です。



労働契約が成立した後は？

労働契約が成立すると、**事業主には労働基準法等を守る義務**が生じます。**スポットワーカーに労働条件を明示**しなかった場合には、**労働基準法違反**となります。



「スポットワーク」の
労務管理上の注意点を
まとめました。

Q：丸1日の休業・仕事の早上がりをさせることになったら？

A:労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった場合は、**スポットワーカーに対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要**があります（労働基準法第26条）。

労働契約等解説セミナーを開催します



雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

特設ホームページでは、セミナー・個別相談へのお申込みのほか、セミナー動画視聴や資料ダウンロードが可能です。



令和7年10月1日施行 就業規則の見直しはお済みですか？ 育児・介護休業法の改正

・育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して職場のニーズを把握した上で、次の①～⑤から**2以上の制度を選択して措置することが必要です。**

【選択して講ずべき措置（両立支援制度等）】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）

①～④
フルタイムでの
柔軟な働き方



・柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

・妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取及び聴取した労働者の意向についての配慮

従業員の教育訓練や資格取得を応援!! 教育訓練休暇給付金の創設

雇用保険の一般被保険者が、**在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合**、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。



<給付日数・給付日額>

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

<給付日数>

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

<支給額のイメージ>

額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

<主な支給要件>

- ・休暇開始前 **2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、**11日以上**の勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- ・休暇開始前に **5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・**業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること**



<活用例>

- ・外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念するため**教育訓練休暇**を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用！
- ・IT企業勤務の労働者が、上位資格取得のため、**教育訓練休暇**を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用！

熟練した技術者から技能・技術を学んでみませんか？ 厚生労働省ものづくりマイスターのご案内

ものづくりなどの優れた技能、経験を有する方を厚生労働省「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導や、効果的な技能の継承、後継者の育成を行っています。
ものづくりマイスターの派遣のために必要な費用は、事業の規定の範囲内で岐阜県技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します！

<問合せ先>：

岐阜県職業能力開発協会 岐阜県技能振興コーナー

電話：058-379-0521

URL：<https://www.gifu-shokunou.or.jp/msg/>



入社して間もない若い社員を指導して欲しい

品質向上のために必要なことを教えて欲しい

その分野について体系的に基礎から学びたい